

令和 7 年 4 月 2 8 日

電力・ガス取引監視等委員会

長期脱炭素電源オークションに係る応札価格の監視結果について (応札年度:2024年度)

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、2025年1月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2024年度)」の応札案件のうち落札候補となる応札案件全件の応札価格の監視を行い、監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点

- ・ 長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であることを踏まえ、応札価格について、委員会が、長期脱炭素電源オークションガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、応札後に監視することとしています。
- ・ 監視対象は、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件の応札価格となります。
- ・ 今般、「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2024年度)」について、監視を行いました。

2. 監視の方法

- ・ 落札候補となる応札案件全件について、各事業者に対し、資本費、運転維持費及び事業報酬の算定方法及び算定根拠の説明を求め、応札価格に含まれる費用項目ごとに、証憑等により事実関係を確認しました。
- ・ また、「2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、事業者に合理性の説明を求めて確認を行いました。
- ・ なお、費用項目に応じた監視の方法は、以下のとおりです。

① 建設費、人件費、修繕費、経年改修費、その他のコスト(委託費、消耗品費等)

代表印が押された信頼できる証憑等の必要書類が揃っていることを前提として、以下のとおり監視を行う。

競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。

競争を伴う入札や相見積もりが未実施(予定価格のみ存在)の場合や特命発注を行う場合(特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認)は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を

超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めない。上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

- ② 系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、事業報酬
ガイドラインに記載されている応札価格に織り込むことが認められるコストにおいて定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。

3. 監視の結果

- ・ 落札候補となる応札案件全件¹（23社40電源）について、応札価格の監視を行った結果、「応札価格に含めることが認められないと考えられる項目」を確認したことから、該当する20社35電源に対し、その旨の通知を行いました。
- ・ その後、通知を受けた事業者から、通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認しました。
- ・ 監視の結果、監視後の応札の取下げに備えて追加で監視した案件を除いた電源（21社38電源）の当初約定総額² は約3,922億円／年³であったところ、応札価格から減額する金額は約定総額で約1.7億円／年となりました。

（参考）監視を通じて確認された「応札価格に含めることが認められないと考えられる項目」の例

- ✓ 建設費について、既に他の用途に使用されている土地に係る部分
- ✓ 修繕費について、制度適用期間における物価変動分⁴
- ✓ 修繕費及びその他のコストについて、発電量に応じて可変的に発生する部分
- ✓ 廃棄費用、固定資産税、修繕費、発電側課金、事業税及びその他のコストについて、誤って過大に算定していた部分
- ✓ 消費税込みで計算された建設費、系統接続費及び固定資産税について、その消費税分

（以上）

¹ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件まで加え、監視後の応札の取下げに備えて監視対象の案件（2社2電源）を追加。

² 応札価格（円/kW/年）× 応札容量（kW）

³ 長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の還付を控除した金額が、実質的な容量拋出金・容量確保契約金額となります。

⁴ 広域機関との間で締結される容量確保契約の契約単価は、ガイドラインに基づき、毎年度、物価補正により修正が生じる。

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 下津

担当者:小松、齋藤、北田、野崎、中田

電 話:03-3501-1552(直通)